

議案第 50 号

義務教育学校の開校に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

標記について次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 28 日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

義務教育学校の開校に伴う関係条例の整備に関する条例

(筑西市附属機関に関する条例の一部改正)

第 1 条 筑西市附属機関に関する条例（令和 2 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 項の表学校の在り方検討委員会の項中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に改め、同項の表義務教育学校・明野地区準備委員会の項を削る。

(筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 1 項中「小学校及び中学校」を「小学校、中学校及び義務教育学校」に、同項の表中「小中学校学区編成審議会」を「小中学校等学区編成審議会」に改め、同項の表学校薬剤師の項の次に次の 1 項を加える。

学校産業医	月額	50,000円
-------	----	---------

別表第 3 第 1 項の表義務教育学校・明野地区準備委員会の項を削る。

(筑西市暴力団排除条例の一部改正)

第3条 筑西市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「中学校をいう。）」の次に「及び義務教育学校（同条に規定する義務教育学校をいう。）の後期課程」を加える。

(筑西市立小中学校学区編成審議会条例の一部改正)

第4条 筑西市立小中学校学区編成審議会条例（平成17年条例第123号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

筑西市立小中学校等学区編成審議会条例

第1条中「筑西市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）」を「筑西市立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「小中学校等」という。）」に、「筑西市立小中学校学区編成審議会」を「筑西市立小中学校等学区編成審議会」に改める。

第2条中「小中学校」を「小中学校等」に改める。

第3条第2項第3号中「市立学校PTA代表」を「市立小中学校等のPTA代表」に、同項第4号中「市立小中学校代表」を「市立小中学校等の代表」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。